

憲法9条は戦争を防ぐ最大の力だから日本は他国の人を戦争で殺さず一人の戦死者も出してきませんでした

自民党は昨年11月22日に憲法改定案(「新憲法草案」)を発表しました。特徴は、憲法前文から侵略戦争への反省などを削除するとともに、憲法第9条2項を削除し「自衛軍の保持」を明記。「自衛軍」の任務として「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に強調して行われる活動」への参加を規定し、海外での軍事行動をおこなうことを公然と打ち出したことです。

自民党が憲法改定案を発表

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

- 第九条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自民党「新憲法草案」

第二章 安全保障

- 第九条 (①と同じ)
(②を削除)

第九条の二

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。

- 2 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
- 3 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
- 4 第二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

第七十六条

- 3 軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する。



海外での武力行使に道を開く 自民党の「新憲法草案」

▷「自衛軍」は「自衛」だけでなく「国際的活動」も行なう。また、武力行使を禁止する現行憲法の条項(①)は残すものの、「国際紛争」でなく「地域紛争」や「偶発的な衝突」に対する武力行使は禁止していない。

▷しかも「国連」の規定すらなく、国連が承認していない米英軍によるイラク戦争も、「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」となり、「自衛軍」が参戦できることになる。

▷軍隊(戦力)を持てるようにし、「交戦権の否認」をなくしたため(現行憲法②を削除)、海外での武力行使が可能となった。

▷一方、「軍事裁判所」の設置は、人権保障をうたった憲法の価値が及ばない領域をつくることになる。



憲法を変えるための法律 **国民投票法案** が国会に出てきます

1月20日から通常国会が始まりました。小泉内閣は、改憲の手続き法である「国民投票法案」を提出しようとしています。

憲法96条では、憲法改定には国民投票で「過半数の賛成を必要とする」と定めており、いっきょに改憲を推し進める構えです。

平和憲法を守る

日本共産党
市議会議員

板倉真也

184-0014 小金井市貫井南町4-20-31 ☎FAX 042(386)0404 itakura@aioros.ocn.ne.jp 2006年2月



憲法改悪反対の一点で共闘を 日本共産党が社会民主党に会談申し入れ

日本共産党は1月23日、社会民主党に対して、憲法改悪反対での両党の共闘について会談を行なうことを申し入れました。

申し入れ全文

自民党が、昨年の党大会で「新憲法草案」を決定するなど、憲法9条を焦点とした憲法改定の動きとのたたかいは、新たな重要な段階をむかえています。憲法改悪に反対し、その平和原則にそむくくわだてを許さないという一点で、国民的な共同を広げる努力が、いよいよ大切になっています。

これまで、「9条の会」やさまざまな市民団体が主催する憲法擁護の集会で、貴党とわが党の代表が、そろって賛同人になったり、あいさつや講演をおこなうなどの機会が重ねられてきました。

この点で、20日、わが党の新執行部が、貴党にごあいさつにうかがったさい、私が、これらの例もあげつつ、「憲法擁護のたたかいをすすめるうえで、両党の協力関係を発展させることを願っています」とのべたのにたいして、福島党首が、「自分たちには院内外での両党の共闘についてのためらいは一切ありません。障害はありません」と言明されたことを、私たちはたいへん重視しています。

国会に議席をもつ全国政党のなかで、憲法改悪反対、9条擁護の立場をつらぬいている政党は、貴党と日本共産党だけです。この問題で、両党の間で共闘関係が成立するならば、国会内外の憲法改悪反対のたたかいを発展させ、国民的多数派を結集していくうえで、積極的な貢献となることは、間違いありません。

この立場から、憲法問題での両党の共闘について、会談をおこなうことを申し入れるものです。ご検討ください。

2006年1月23日

日本共産党幹部会委員長 志位和夫

社会民主党党首 福島瑞穂 殿

靖国問題で問われているのは「心」ではなく侵略戦争の美化

戦後の国際秩序は、日本、ドイツ、イタリアが行なった戦争が、犯罪的な侵略戦争であったという共通の認識にたち、二度とこうした戦争を許さないという決意のうえに成り立っています。

しかし、小泉首相は靖国神社に5年連続参拝し、内外からの批判に対しては「心の問題」であり、批判するのは「理解できない」と述べています。けれども、問われているのは首相の「心」ではなく、参拝という行為そのものであり、それが客観的に持っている政治的意味です。

靖国神社の歴史観、戦争観は、過去の日本の侵略戦争を、アジア解放の正義の戦争として正当化するという立場であり、首相の靖国参拝は、これに日本政府が公認のお墨付きを与えることとなります。この行動が、今日の世界において許されるのかが問われています。

日本政府の(元)外交官からも疑念の声が

「総理の靖国神社参拝を支持できないのは、同神社の歴史観が、二度の総理談話に示されている政府の認識と相容れないからである。これは、同神社の博物館(遊就館)の展示物の説明文や出版物を読めば、誰でも気づくことである」(外務省が編集を協力している『外交フォーラム』1月号での栗山尚一(元)駐米大使の論文より)

憲法9条は世界平和の秩序をつくる土台 「平和のルール」の一番すすんだ規範です

世界では仮想敵国をもたない
平和の地域共同体づくりが
すすんでいる

アセアン(東南アジア諸国連合)、上海協力機構、南米諸国共同体、アフリカ連合、EU(欧州共同体)では、地域ごとに仮想敵国をもたない平和の共同体づくりをすすめています。そうしたなかで、イラク戦争に反対し、国連憲章(「もめごとは武力ではなく話し合いで解決する」)を守れの地球的規模での運動が起きました。この世界世論を背景に、国連は米英軍のイラク攻撃を承認しませんでした。



国連関係者からも
憲法9条への評価が寄せられる

国連開発計画(UNDP)のマーク・マロックブラウン総裁(当時)は、参議院憲法調査会が国連を訪れたさい、「日本の憲法が高い価値として示している平和や発展、人道的安全保障といったものは、国連、国連開発計画でも高い価値として評価されます」と述べ、国連安全保障理事会が設立した(元)旧ユーゴ戦犯国際法廷裁判長のアントニオ・カッセーゼ氏は、日本の外務省が開いたセミナーで、「日本国憲法第9条は、戦争や戦争に関する行為に訴えることを禁止しており、すばらしい規定です。第二次大戦に敗戦したドイツ、日本、イタリアの中で、日本の憲法が抜きん出て優れていると思います。第9条は非常にすばらしい規定であり、この規定が改正されないことを切に願います」と述べています。